

優遇措置 B「他の株式等譲渡益に含まれるもの」

・関連法規

■租特法第 37 条の 13 → 株式取得時の優遇措置 B

■租特法第 37 条の 13 の 2 → 株式売却時の優遇措置

どちらも他の株式等譲渡益との相殺を認めているため、対象となる他の株式譲渡益は共通しております。

■租特法第 37 条の 10 → 一般株式等の定義

■租特法第 37 条の 11 → 上場株式等の定義

下記の説明の通り、エンジェル税制では一般株式等の譲渡益だけでなく、上場株式等の譲渡益も対象となります。

・相殺対象（租特法の原則とエンジェル税制の特例措置の違い）

租特法の原則は、未上場株式の投資額（や損失）は同じ未上場株式の譲渡益としか相殺できず、上場株式の譲渡益と相殺できないという考え方です。

しかし、エンジェル税制は特例として優遇措置を広く適用し、未上場のベンチャー企業への株式投資額を他の未上場株式の譲渡益だけでなく、上場株式の譲渡益との相殺まで認めている点が特徴的です。

・他の株式等「譲渡益」の考え方①（キャピタルゲインが対象）

いわゆる有価証券から発生する利得には、キャピタルゲイン（時価の値上り益）とインカムゲイン（利息の受け取り・配当の受け取りなど）がありますが、エンジェル税制において相殺対象となるものは「譲渡益」なので、インカムゲインは除き、キャピタルゲインが相殺対象となります。

エンジェル税制の優遇措置 B は確定申告のうち「申告分離課税」の適用なので、キャピタルゲインだけを対象としています。

・他の株式「譲渡益」の考え方②（デリバティブ取引は除く）

ただし、キャピタルゲインのすべてがエンジェル税制の対象となるわけではありません。デリバティブ取引から生じるキャピタルゲインは対象外です。

キャピタルゲインには、A：売却により利益が得られるもの（これを譲渡益といいます）と B：差金決済により利益が得られるもの（これを差金決済益といいます）とがありますが、租特法では「譲渡益」という言葉を使用している通り、A だけが対象で B は除かれますので、B に該当するデリバティブ取引から生じる利益には優遇措置 B は適用できないことに

なります。

・「他の株式」等譲渡益の考え方（店頭登録株式も含む）

他の株式には、上場株式等と一般株式等（未上場株式等という場合もあります）があります。

上場株式等には、一部上場株式や二部上場株式だけでなく、証券会社でのみ売買取引が行われる店頭登録株式も含まれます。すなわち、証券市場において流通し、当該市場で時価が形成されるものは全て「上場株式等」に含まれます。

・他の株式「等」譲渡益

他の株式等譲渡益の「等」には、企業が発行する株式だけでなく、①株式会社に対する持分の一つ（発行会社のBSの純資産の部に計上される）である新株式引受権（払込期日前に新株引受人が払込をしたもの）や新株予約権（ストック・オプション）、②株式会社の持分に該当しない（発行会社のBSの負債の部に計上される）社債や転換社債等、③証券会社の金融商品である投資信託の受益権、④国や地方自治体が発行する国債や地方債など、株式と関係する①や、株式と無関係な②～④も含まれます。

また、企業も広く捉え、株式会社だけでなく、合同会社や組合に対する持分も優遇措置Bの対象となります。